

平成27年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月26日(金)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○仮議席の指定	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、議席の指定	6
○日程第2、会議録署名議員の指名	6
○日程第3、会期の決定	6
○日程第4、諸報告	7
○日程第5、副議長の選挙	7
○副議長就任の挨拶	8
○日程について	8
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について(議案第6号)	8
○日程第7、工事委託協定の締結について(議案第7号)	8
○日程第8、一般質問	12
○議長の挨拶	16
○管理者の挨拶	17
○閉会の宣告	17

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第14号

平成27年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月22日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

- 1 期 日 平成27年6月26日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

平成27年6月26日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	出	雲	敏 太 郎	議 員	2 番	持	田	敏	明	議 員
3 番	猪	俣	直 行	議 員	4 番	古	内	秀	宣	議 員
5 番	杉	田	恭 之	議 員	6 番	武	井		誠	議 員
7 番	齊	藤	芳 久	議 員	8 番	加	藤	則	夫	議 員
9 番	藤	原	建 志	議 員	10 番	井	上	勝	司	議 員
11 番	高	田	克 彦	議 員	12 番	吉	岡	茂	樹	議 員

不応招議員（なし）

平成27年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成27年6月26日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸報告

(1)議員の任期満了に伴う選挙の結果について

(2)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第1号）

(3)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(4)議事説明者について

日程第 5 副議長の選挙について

日程第 6 議案第6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について

日程第 7 議案第7号 工事委託協定の締結について

日程第 8 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	持田敏明	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	古内秀宣	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	武井誠	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	加藤則夫	議員
9番	藤原建志	議員	10番	井上勝司	議員
11番	高田克彦	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
会計管理者	岩切一郎	事務局長	加藤裕之
参与 (兼事務取扱)	新井正美	副参与 (兼総務課取扱)	宇津木優明
副参与 (兼建設課取扱)	高山淳	副参与 (兼維持管理課取扱)	田村勉
業務課長	中田真一	業務課長	岡本義徳
建設課 副課長	菊地征一	維持管理課 副課長	飯田清貴
維持管理課 副課長	安原仁		

事務局職員出席者

書記	岸俊之	書記	大沢嘉史
書記	橋本直明		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○古内秀宣議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成27年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

今期定例会に当たりましては、先般の鶴ヶ島市議会議員選挙において、市民の信託を得て見事ご当選され、さらに本組會議員にご就任をいただきました鶴ヶ島市の議員の皆様に対して、心からお祝いを申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げる次第であります。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてのほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。先般の鶴ヶ島市議会議員選挙におきまして、激戦の結果、市民の信託を得て、見事当選の榮譽を勝ち取られ、さらには本組會議員としてご就任をいただきました鶴ヶ島市選出の議員皆様に対しまして、心からお祝いを申し上げます。今後、本組合進展のためにご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてのほか1件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願ひ申し上げます。ご挨拶といたします。



◎仮議席の指定

○古内秀宣議長 この際、議事進行上、去る5月8日、鶴ヶ島市議会臨時会において選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

◇

◎議事日程の報告

○古内秀宣議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎議席の指定

○古内秀宣議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

鶴ヶ島市議会による坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員の選出に伴い、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議員各位の氏名とその議席の番号を書記をして朗読いたさせます。

岸書記。

○岸 俊之書記 （議席番号朗読）

○古内秀宣議長 ただいま朗読したとおり議席番号を指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○古内秀宣議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

10番 井上勝司 議員

12番 吉岡茂樹 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○古内秀宣議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成27年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。



◎諸報告

○古内秀宣議長 日程第4、諸報告をいたします。

初めに、去る4月26日に執行されました鶴ヶ島市議会議員一般選挙においてご当選され、また5月8日の鶴ヶ島市臨時議会において、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員として、新たに高田克彦議員、齊藤芳久議員、持田敏明議員、出雲敏太郎議員、杉田恭之議員、藤原建志議員の6名がご当選されました。今後下水道組合議会議員としてご活躍していただくわけでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

次に、監査委員より、平成27年1月分から4月分に係る現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願ひます。

以上で諸報告を終わります。



◎副議長の選挙

○古内秀宣議長 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。副議長の指名については、8番、加藤則夫議員において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 よって、加藤則夫議員において指名することに決定いたしました。

加藤則夫議員、指名をお願いいたします。

○8番（加藤則夫議員） 副議長に持田敏明議員を推薦いたします。

- 古内秀宣議長 ただいま加藤則夫議員において指名をいただきました持田敏明議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました持田敏明議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました持田敏明議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。



◎副議長就任の挨拶

- 古内秀宣議長 2番、持田敏明議員、ご挨拶をお願いします。

- 2番（持田敏明議員） ただいま皆様からご推挙いただきました鶴ヶ島市議会議員の持田敏明です。坂戸、鶴ヶ島市民のため、また坂戸、鶴ヶ島下水道議会のために、微力ではありますが、全力を尽くして古内議長を支えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。



◎日程について

- 古内秀宣議長 お諮りいたします。

日程第6、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について及び日程第7、議案第7号 工事委託協定の締結についてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



◎議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 古内秀宣議長 日程第6、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任について及び日程第7、議案第7号 工事委託協定の締結についてを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

- 石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島の下水道組合監査委員の選任についてであります。識見を有する者

から選任する監査委員に欠員が生じたため、その後任につきまして慎重に検討いたしました結果、宮ヶ原正房さんを適任者と認め、監査委員に選任することにつきまして議会の同意を得たく、坂戸、鶴ヶ島下水道組合同規約第12条第2項の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第7号 工事委託協定の締結についてであります。本協定は汚水幹線の延伸及び整備区域の拡大に伴う流入下水量の増加に対応するため、石井水処理センター水処理施設の3系列目の増設を行うものであり、今回はそのうち土木工事について、日本下水道事業団と工事委託に関する協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出した次第であります。

なお、協定期間につきましては、議決日より平成29年3月24日までの約21カ月間、協定金額は全体で19億5,000万円であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○古内秀宣議長 これより各案につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第6、議案第6号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員の選任についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第7号 工事委託協定の締結についてに対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第7号 工事委託協定の締結についてにおいて1点質疑をさせていただきます。

今般のこの工事の委託に対する協定ということで、金額の提示もされているわけでございます。内容についても、別紙で資料1ということで添えてあるわけでございますけれども、過去のいわゆる東北の大震災、東日本大震災、それから5年後に迎えようとするオリンピック等々の部分において、一般的に耳にするのは、建築資材等の高騰、そしていろいろな部分での工事者の不足ということをよく耳にするわけでございますけれども、こういった部分において、協定ということでございますけれども、今後この期間内においてそういった主に資材関係の高騰、あるいはいわゆる工事に対する従事者の不足というようなものが、この期間に影響があるか、また金額的な部分に影響があるのかどうか、そのことについてお聞きをいたし

ます。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

ただいまの金額の増減があった場合ということでございますが、事業団のほうと締結させています協定につきまして、やむを得ない、そういった労務費の単価等があった場合には、その都度協議をするという内容の協定を締結させていただくことになっております。

また、労働者の不足等々につきましても、そういった場合につきまして、下水道事業団のほうと、そういったことがあったときに協議のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「了解しました」の声〕

○古内秀宣議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第7号 工事委託協定の締結について、数点にわたって質疑をいたします。

1点目は、協定金額が19億5,000万円というふうなことであります。計画処理能力、日量で1万6,300トンということですが、これは面整備との関係で、おおむねこれを増設すると何年程度いわゆる対応できるのか、1点お伺いしておきます。

それから、協定金額が示されていますけれども、今回の増設は3系列目になるわけです。そういう意味で、当組合のスペックに基づいて下水道事業団が協定金額を出したというふうに理解しますが、特に3系列目ということで、組合として今までにない特別な指定を行ったのかどうか、この点についてお伺いしておきます。

それから、下水道事業団と請負業者との契約時、このときに組合がどのようにかかわっていくのか、1点お伺いしておきます。

最後に、入札方法についてお伺いをします。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

初めの面整備の関係で、数年後にどうなるかというご質問でございますが、面整備工事につきましては、現在の事業認可期間でございます平成32年度まで進める計画でございます。また、現在市街化区域であっても、現在未認可となっている区域もございますので、その後も面整備工事は継続され、処理水量も増加していくものと思われま。一方、組合全体計画におきましては、将来人口の減に伴います流入水量の減少を見込んでございます。

このような状況で、3系増設に着手することになりますが、完成いたしますと、合計で日最大4万8,900立方メートルの処理が可能となります。全体計画の目標年次でございます平成36年度までは、3系で処理は可能との試算がされているところでございます。

次に、当組合として特別な指定はあったのかというご質問でございますが、今回3系の増設工事の内容につきましては、既存の2系と同様の内容で建設を考えております。したがって、処理方式、処理能

力等、特段の変更はございませんので、組合が特別に指定する仕様はございません。

3点目の事業団との契約時の組合のかかわり方というご質問でございますが、組合と事業団が交わしております工事委託に係る仮協定書の中におきまして、事業団が請負業者と、工事請負契約を締結したときは、速やかに契約金額、契約の相手方、履行期限等、その内容を組合に報告する旨の記載がございますので、当該規定に基づきまして事業団から報告を受けることになってございます。

最後の入札の方法でございます。入札につきましては、総合評価方式の一般競争入札で執行され、価格と施工計画、両面で最もすぐれた建設業者を契約予定者とする方法で実施するという事で、事業団から伺っております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 入札方法について、総合評価方式の一般競争入札で行うというふうな答弁がありました。それで、入札結果については、いわゆる組合議会に報告をする必要があるというふうに思いますけれども、この件についての見解を1点お伺いしておきます。

それから、当組合と下水道事業団との委託契約の関係では、以前に官製談合という、あってはならない事態が発生をしているという事実がありました。今回の契約については、この点について、本当に注意を怠ることがないようにしなければならないというふうに考えますが、この点についてどういうふうにお考えになっているのか、お伺いをします。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

初めに、入札結果の議会への報告についてでございます。事業団から入札情報等を入手いたしまして、後日議員さんへお示しできますよう検討させていただきたいというふうに考えてございます。

次の官製談合の関係でございますが、現在の日本下水道事業団の全ての工事の入札におきまして、一般競争入札方式のみを採用し、予定価格等の事後公表を行い、入札の透明性、競争性を高めていると伺っております。今回の請負業者との契約に当たりまして、損害賠償条項を定め、独占禁止法の規定に抵触する入札談合等があった場合には、請負代金額の20%を違約金として請求する旨の規定が追加されております。組合といたしましても、入札情報等に注視をいたしまして、監視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 入札結果については、ぜひ議会に報告をしていただきたいというふうに思います。

それから、官製談合の問題ですけれども、二度とああいう事態を発生させてはならないというふうに思いますし、当組合としても本当に貴重な教訓であったというふうに思います。そういう意味で組合としての対応をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回の協定金額19億5,000万円と、かなり大きいわけですが、この財源構成について1点お伺いしておきます。

○古内秀宣議長 高山副参与。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

財源内訳の関係につきましては、本年度の事業費 5 億 7,960 万円につきましては、本年度の通常分の交付金の内示のありました 3 億 396 万円全額を充当することといたしまして、残りの事業費につきましては、起債、一般財源を充てることとしてございます。来年度の事業費 13 億 7,040 万円につきましても、同様に交付金、起債、一般財源の充当を予定しておりまして、来年度の交付金につきましても満額いただけますよう、引き続き国、県に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○古内秀宣議長 日程第 8、一般質問を行います。

通告者は 1 人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め 60 分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

11 番、高田克彦議員。

○11 番（高田克彦議員） 11 番の高田克彦でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

大きな 1 問としては、下水道料金は引き下げ見直しをするべきです。こうしたテーマであります。言うまでもなく下水道の財源は、補助金、地方債、受益者負担及び下水道使用料であります。下水道使用料は施設の維持管理費と資本費（借金の元金、利子の償還金）に充てられることになっていますが、平成 27 年度の予算では、下水道使用料見込み額 15 億 7,800 万円余であります。平成 27 年度の維持管理費は、汚水、雨水など合わせて 13 億 8,300 万円です。この差は約 2 億円あります。すなわち施設の維持管理費は全て下水道使用料で賄われ、かつ 2 億円のおつりがあるということです。

次に、資本費に下水道料金をどのくらい回せるかという問題です。公費である分担金及び負担金は、受

益者負担金を含めて15億2,300万円ありますが、資本費に当たる污水建設事業費は25億5,200万円です。このうち下水道料金から充当すべきかなと思われる面整備費の費用は3億円もないであろうと思われます。

借金である公債費は、さきにも触れたように、維持管理費が全て下水道料金で賄われていますから、公債費に下水道料金を回すことはできないはずです。それどころか、公費である分担金を施設の維持管理費に回して、下水道料金を下げるべきであります。平成22年度から37%も料金を上げたのは間違いであったということです。市街化調整区域をエリアとする坂戸地区衛生組合は、くみ取り料を市民が払うものの、その収入は1円もなく、全て2市3町の公費で維持されております。

質問として、下水道料金を引き下げの必要がありますが、いかがですか。

大きな2番目、坂戸、鶴ヶ島下水道組合と坂戸地区衛生組合との関係について。公共下水道が進捗すればするほど、坂戸地区衛生組合は縮小していく関係にあります。

①、坂戸、鶴ヶ島下水道組合は、坂戸地区衛生組合から下水道管渠布設の委託を受けているが、受託費は幾らで、どのような合意に基づくものか、お尋ねいたします。

②つ目、この管渠の布設により、平成28年度から高次処理前の污水を坂戸、鶴ヶ島下水道組合は受け入れていくと思われませんが、どのような条件になるか。

③、コミュニティープラントとの整合性についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

初めに、1の①、下水道料金の引き下げ見直しの関係でございますが、公共下水道の利用者は、下水道による便益の受益者であり、公共下水道を使用していない方との公平性を保つ必要があることから、污水を排除する使用者に費用の負担が求められます。本組合といたしましては、下水道使用料を、使用料にて賄うべき経費であります使用料対象経費へ適切に充てることが重要と考えております。この使用料対象経費でございますが、雨水処理費などの一般会計からの繰入金で賄う費用を除いた維持管理費、議会総務費及び公債費を対象にしております。平成27年度予算を例にとりますと、使用料対象経費は、議会総務費を含む維持管理費が13億6,100万円、公債費が8億4,900万円の合計22億1,000万円となります。一方、下水道使用料は15億7,800万円の収入を見込んでおりますので、不足分の6億3,200万円につきましては、構成市の一般会計からの負担金で賄われることとなります。公共下水道を使用していない市民からも税金という形で負担をいただくこととなりますので、財政の健全化及び受益者による負担の公平化を図るため、使用料の適正化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2の①、坂戸地区衛生組合からの受託費及び合意内容でございますが、まず受託費につきましては、昨年度工事の設計及び調査の委託に係る費用といたしまして、1,188万円が精算済となっております。今年度につきましては、管渠布設工事及び管渠更正工事の費用といたしまして、1億6,070万円を予算計上しております。

また、衛生組合との合意内容につきましては、下水道法及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第9条で規定されております排水基準に適合していることを条件として、固形物を除去した処理水を污水管へ放流することで、衛生組合との合意をしております。

次に、②、受け入れ条件でございますが、坂戸地区衛生組合からの汚水が公共下水道に接続された場合、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第16条第1項の規定に基づき、排除された水量に応じた下水道使用料を徴収するものでございます。

次に、③、コミュニティープラントとの整合性でございますが、現在本組合が管理しておりますコミュニティープラントは、坂戸市西坂戸にございますが、公共下水道に接続となった場合には、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例第16条第1項の規定に基づきまして、使用水量に応じた下水道使用料金を徴収するものでございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） ただいま回答をいただいたわけですが、この1番の問題について、市街化区域に住む市民は、市街化調整区域に住む市民よりも高い固定資産税を払っております。その上、都市計画税も払っています。この都市計画税は、道路、公園、公共下水などに使われる一種の受益者負担であります。加えて公共下水道が入ってきますと、市民はその所有する所有地に加えて、所有地の公簿面積に応じて1平方メートル当たりの受益者負担金を払い、接続負担金やら工事費など約30万円ぐらい払っていきます。すなわちここでも受益負担金を払っているわけです。ここで問題になるのは、下水道使用料の中に受益者負担金を含ませる、私は基本的には含ませるべきではないと考えますが、もし含ませるとしたならば、維持管理費の何%を含ませるのか、資本費の何%を含ませるのか、極めて重要なことになります。

平成22年度より下水道使用料金が37%も大幅に引き上げられましたが、この部分について十分検討されたものでしょうか、疑問であります。坂戸都市計画、昭和45年ですか、定められています。例えば坂戸の入西地区のスマート開発地域、それからその先の入西地区、それから西坂戸団地、これからになると思われませんが、鶴ヶ島の農業大学校、約40ヘクタールに向けて、公共下水道の延伸工事を行わなければならないと。これらの公共下水道の工事費や資本費、維持管理費を、下水道管理料で充てるのは論理的に無理があります。これを解決する道は税でしかありません。こうした視点で坂戸、鶴ヶ島下水道使用料を見直し、引き下げるべきであります、いかがでありますでしょうか。

それから、2問目については1点だけお尋ねしますが、この坂戸地区衛生組合から下水道管渠布設の委託を受けている、その条件として、固形物を除去したものを受け入れると、一問一答で……

○古内秀宣議長 一問一答で。

○11番（高田克彦議員） では、先ほどの1問目についてお願いいたします。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

維持管理費、議会総務費及び公債費を対象としております。

次に、平成22年度の改定時においても、現在の考え方と同じで、維持管理費につきましては、100%、資本費につきましては、元利償還金のうち70%を使用料対象経費としており、その対象経費の80%を賄うための料金改定を行いました。当時の改定前の経費回収率は約55%であったのに対し、改定後の回収率が72%となっております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） これ実際に市民が入西地区の延伸の費用、それから農業大学校、これからですが、あそこの開発が行われるとすれば、そこまでの延伸の費用、それからいろいろな基幹管がありますけれども、こうしたものを、例えばスマート、あるいは入西地区の上広谷の人が、どうしてそこの工事費用を払わなければならないのかと、こういう矛盾が出てしまうのです。農業大学校の場合で、坂戸の伊豆の山の人がどうしてお金を払うのだと、使用料の中に含まれるのだと、これは論理立てができないはずなのです。使用料でそういうものを賄っていくという平成22年当時の根本的なところが、そこが間違いであると。

ですから、これから下水道料金が、平成27年度は見直しの時期に入っているようでありましてけれども、その際においては、そうした根本的なところを見直していく必要があるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えをいたします。

昭和62年に、当時の建設、自治両省が協議の上、策定いたしました下水道使用料算定の基本的な考え方において、資本費につきましては、公費で負担すべき経費を除き使用料の対象とすることから、本組合におきましても公費で負担すべき経費を除いた資本費について、使用料対象経費として算定をしております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 原則は3問までですか、これ以上はやりませんが、いずれにしても矛盾が大きいです。何で、例えば雨水排水は全部公費です。さっきも言いましたけれども、衛生組合は全て公費なのです。これですと矛盾はないわけです。使用料を取るわけですから、それなりに維持管理費とか資本費に使用料を回すということであれば、それは条例等できちっと決めないとおかしなことになると、そんなところまで市民は、何の、下水道組合の勝手にそうした部分に計算上お金をつくって、そして使用料を回していくということについては、同意をするはずがないと思うのです、さっき言ったようないろいろな開発とか、大きな管を入れていくとか。それは坂戸都市計画事業の一環であって、両市の問題なのです。

すべからず市民の税負担ということに財源はなるでありましようけれども、下水道使用料でその点を賄っていくということは、理論的、論理的に市民としては納得できない、こういう問題が残るということをよくお考えいただき、この27年度の見直しのときに反映させていただきたい、そのことを要望しますが、いかがでしょうか。

○古内秀宣議長 加藤事務局長。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

使用料の適正化に向けた検討につきましては、本年度下半期において、下水道事業運営審議会を開催し、委員の皆様からご意見をいただくとともに、委員の皆様との協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番（高田克彦議員） 2問目の問題で、今度私も、それこそ何年かぶりで衛生組合の議員にもなったの

ですが、ここまで今進んでいるのだなということを改めて感じたわけです。公共下水道が進展すればするほど衛生組合の仕事は減っていくと、こういう関係になっているわけです。先ほども1番との関連でいきますと、衛生組合は経費、維持管理費等については全て公費なのです。浄化槽を設置している方々は、浄化槽の設置費と、それから年2回ですか、3回ですか、その引き抜き業者との関係で、個別契約でお金を払っていると、こういう関係になるのです。

衛生組合を今後どうしていくかという問題というのはいろいろとあるのですが、それはそれとして、この下水道管渠布設の委託を下水道組合が受けていると、その条件は、これは衛生組合から言われたとか、そういうことではなくて、私の考えですから。固形物を除去したものというふうに先ほどご答弁がありましたが、固形物を除去しないで、そのまま、例えばバキュームカーから下水道管理の下水管に放流するということは可能なかどうか、その点お尋ねしておきたいと思います。

○古内秀宣議長 新井参与。

○新井正美参与 お答えいたします。

バキュームカーから直接ということですが、直接でありますと、かなり濃度が濃いものですから、かなりの希釈をしないと下水道への接続は難しいかと思われま。

以上でございます。

○古内秀宣議長 11番、高田克彦議員。

○11番(高田克彦議員) 今の一般市民が使っている水洗トイレ、固形物と水とが一緒になって石井処理場、あるいは北坂戸処理場に来ているわけなのですが、そうした観点からいくと、バキュームカーから直接ということもあり得るのではないかなと。北坂戸、あるいは石井処理場の処理として、それはできるのではないかと、素人的な考え方なのですが、そういうことができるのではないかというふうに思うのですが、改めてご回答いただきたいと思います。

○古内秀宣議長 新井参与。

○新井正美参与 お答えいたします。

今申し上げましたように生活排水等も含まれておりますので、下水の方はかなり薄まっている状況でございます。衛生組合の場合ですと、かなり濃度の濃いものが入ってきます。最初に申し上げましたとおり、かなりの希釈をしないと下水道への接続は難しい状況でございます。

以上でございます。

〔「終わります」の声〕

○古内秀宣議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 以上をもって、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様、スムーズな議事進行にご協力を賜りまして、大変にありがとうございます。時節柄、体調

も不良になりがちでありますので、健康にご注意いただきまして、今後のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

_____ ◇ _____

◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員の皆様のおかげをもちまして、スムーズなうちに終了することができました。

ありがとうございました。

_____ ◇ _____

◎閉会の宣告

(午前10時44分)

○古内秀宣議長 これをもちまして、平成27年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。